

8.2 廃棄物等

8.2.1 予測及び評価の結果

(1). 工事の実施

1). 造成等の施工による一時的な影響

(a). 予測

a). 予測地域

対象事業実施区域とした。

b). 予測対象時期

工事期間中とした。

c). 予測手法

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び最終処分量、並びに建設発生土の発生量、再利用量及び最終処分量を工事計画及び講じようとする環境保全措置を踏まえて検討し、予測した。

d). 予測の結果

(ア) 産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び最終処分量は表 8.2-1 のとおりである。

これらの産業廃棄物は、「建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、発生量の抑制及び有効利用に努め、発生量 5,695t のうち 96.5%にあたる 5,493t を有効利用する。有効利用が困難な 202t については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき適正に処理する。

表 8.2-1 工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量

単位：t

産業廃棄物の種類		発生量	有効 利用量	最終 処分量	有効利用又は処分の方法
廃油	潤滑油、塗料等	1	0	1	・焼却処分
廃プラスチック類	発泡スチロール、 ビニール等	35	5	30	・プラスチック製品原料として 有効利用 ・有効利用できないものは破砕 等の処理後、焼却処分や熔融 処理し一部埋立
紙くず	段ボール、紙、梱包材等	30	0	30	・破砕等の処理後、焼却処分し 一部埋立
木くず	梱包材、輸送用木材等	70	0	70	・破砕等の処理後、焼却処分し 一部埋立
ゴムくず	ベルトくず	15	15	0	・再生ゴム原料として有効利用
金属くず	鉄くず、電線くず等	540	533	7	・金属原料として有効利用 ・有効利用できないものは破砕 等の処理後、埋立
ガラス及び 陶磁器くず	ガラスくず、 保温材くず等	9	0	9	・破砕等の処理後、熔融処理し 一部埋立
がれき類	コンクリートがら、 アスファルトがら、 スレートくず、レンガくず	4,995	4,940	55	・路盤材、再生アスファルト原 料等として有効利用 ・有効利用できないものは破砕 等の処理後、埋立
計		5,695	5,493	202	

(イ) 建設発生土

工事の実施に伴い発生する建設発生土の発生量、再利用量及び最終処分量は表 8.2-2 のとおりである。

建設発生土は、発生量約 10,000m³のうち約 4,000m³を対象事業実施区域内に埋め戻して場内利用する。また、約 6,000m³を場外利用として北九州市若松区にある日本製鉄(株)が管理する「若松埋立地」へ運搬し、緑地造成事業に活用する。本事業では建設発生土の全量を再利用し、最終処分は行わない。

なお、工事に先立ち「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく土壌汚染調査を実施し、汚染が確認された土壌については、若松埋立地への運搬は行わず、土壌汚染対策法に従って適切に処理・処分する。

表 8.2-2 工事に伴い発生する建設発生土の量及び処理方法

単位：m³

種類	発生量	再利用量		最終処分量	処理方法
		場内利用量	場外利用量		
建設発生土	約 10,000	約 4,000	約 6,000	0	・場内利用土は埋戻しに利用 ・場外利用土は若松埋立地へ運搬し、緑地造成事業に活用 ^注

注：土壌汚染調査により汚染が確認された土壌については、若松埋立地への運搬は行わず、土壌汚染対策法に従って適切に処理・処分する。

(b). 評価の結果

a). 環境影響の回避・低減に係る評価

(ア) 産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物による環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・工事用資材等は梱包材の簡素化を図り、廃棄物の発生量を低減する。
- ・発生した産業廃棄物は可能な限り分別回収し、原料として有効利用することにより最終処分量の低減に努める。
- ・有効利用が困難な産業廃棄物については、産業廃棄物の種類ごとに専門の処理業者に委託して適正に処理する。
- ・焙焼キルン炉、ロータリークーラー等の大型設備は、海上輸送を前提に可能な限り工場組立を行い、現地の工事量を低減し、工事に伴う廃棄物の減量化を図る。

これらの環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴う産業廃棄物等の発生量は 5,695t となるが、そのうち 96.5%に当たる 5,493t を有効利用するとともに、有効利用が困難な 202t については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき適正に処理する。

以上のことから、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物による環境影響は、実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

(イ) 建設発生土

工事の実施に伴い発生する建設発生土による環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・掘削範囲を必要最低限とすることで、建設発生土の量を低減する。
- ・建設発生土の場内利用として、埋め戻しにより場内での有効利用に努める。
- ・建設発生土の場外利用として、北九州市若松区内にある日本製鉄(株)が管理する「若松埋立地」へ運搬し、緑地造成事業に活用する。

これらの環境保全措置を講じることにより、建設発生土の発生量約 10,000m³のうち約 4,000m³を対象事業実施区域内に埋め戻して場内利用する。また、約 6,000m³を場外利用として北九州市若松区にある日本製鉄(株)が管理する「若松埋立地」へ運搬し、緑地造成事業に活用する。本事業では建設発生土の全量を再利用し、最終処分は行わない。

以上のことから、工事の実施に伴い発生する建設発生土による環境影響は、実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

b). 環境保全の基準等との整合性

工事の実施に伴う産業廃棄物等は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、建設資材廃棄物の再資源化に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、適正に処理するとともに、できる限り有効利用に努めて産業廃棄物等の最終処分量を低減する。

以上のことから、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び建設発生土による影響については、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

c). 環境保全措置

工事の実施に伴い産業廃棄物が発生するが、「(ア) 産業廃棄物」に示した環境保全措置を講じることにより、最終処分量の低減に努めるほか、有効利用が困難なものについては、専門の処理業者により適正に処理する。

また、工事の実施に伴い発生する建設発生土は、「(イ) 建設発生土」に示した環境保全措置を講じることにより全量を再利用し、最終処分は行わない。

以上のことから、廃棄物等による環境影響は、実行可能な範囲で低減され、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価するため、追加の環境保全措置は実施しない。